

# 私たちの信条

- 1 私たちは、あいさつを大切にし、朗らかで、すがすがしい校風づくりに努力します。
- 2 私たちは、自分を大切にするとともに他人の人格を尊重し、お互いを認め合い、磨きあいます。
- 3 私たちは、私たちのそれぞれの夢に向かって、勉学に部活動に励みます。
- 4 私たちは、何事にもくじけないよう、心身共に強固な人間になるよう努力します。
- 5 私たちは、規律と礼儀を尊重し、みんなで明るく楽しい家庭や学校、社会をつくるよう努力します。

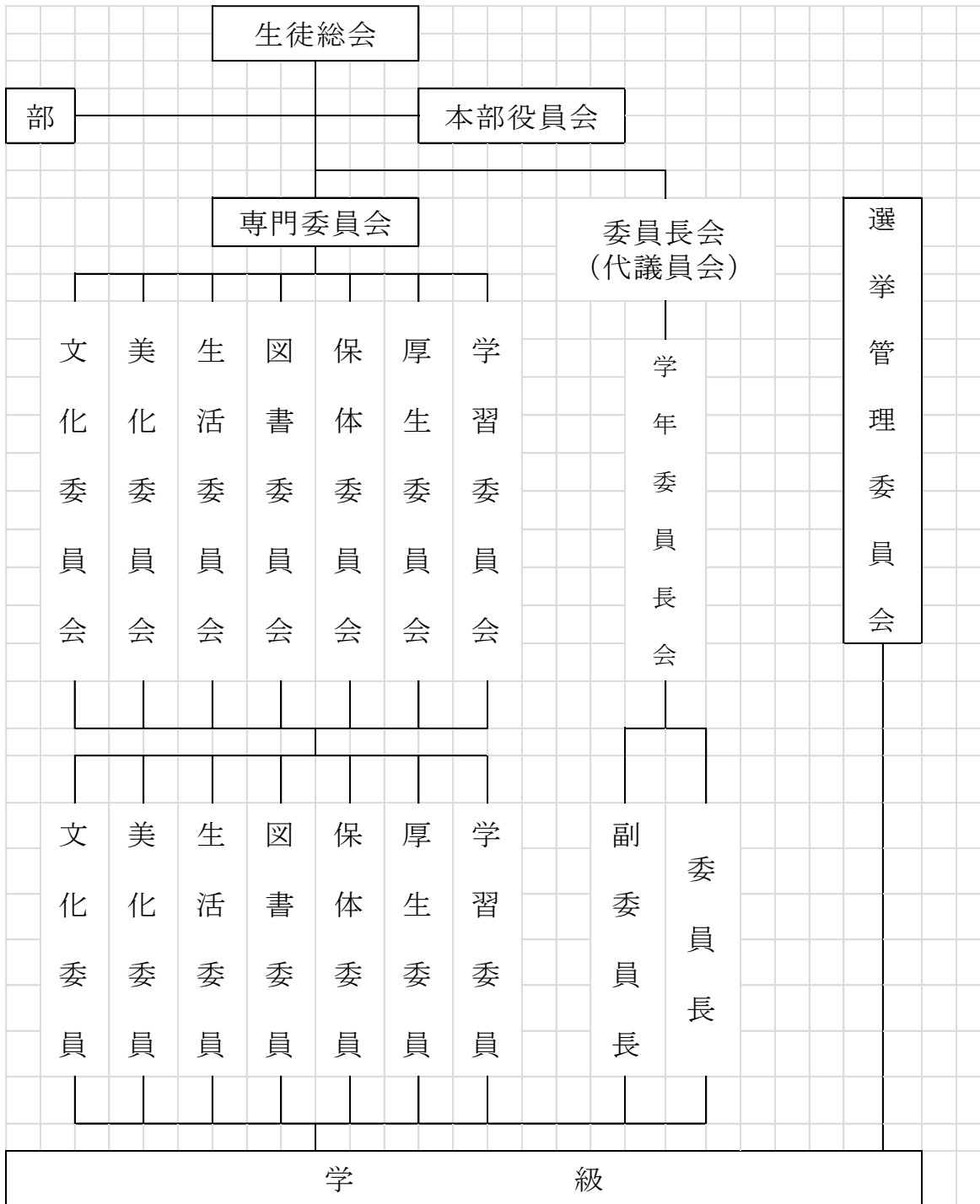
## 秩序ある充実した学校生活をおくるために

わたしたちは、浜の宮中学校の生徒としての自覚を高め、次の努力事項並びに生徒心得を守り、つねに責任をもって正しく行動するようにしよう。

### 《努力事項》

- 1 自分を大切にする。
  - (1) 学習には旺盛な探求心を持ち、積極的に発表して確かな学力を身につける。
  - (2) つねに健康安全を心がけ、スポーツに親しんでたくましい精神と身体を養う。
  - (3) 自分の生き方を求め、文化と伝統を大切にするとともに、広く世界に心をひらく。
- 2 人を大切にする。
  - (1) 心のこもるあいさつを交わし、正しく適切な言葉遣いができるようになる。
  - (2) 相手に対する思いやりの心を持ち、男女交際はかたよらないようにする。
  - (3) 両親や先生、来客などに敬愛の心をもって応対できるようになる。
- 3 生活を大切にする。
  - (1) 掃除には毎日熱心にとりくみ、つねに身の回りの生活環境を美しく整える。
  - (2) 手伝いや手助けなど、作業や奉仕活動はすすんで行き、働く喜びを身につける。
  - (3) 交通のルールや社会のきまりはしっかりとまもり、社会に役立つ人間になる。

# 生徒会組織図



# 学 級

## 1 学級組織

学級とは学校での全活動の基盤であり、生徒が互いをよく知り、共に向上していくための実践の場である。

## 2 学級の役員組織

学級には、正副委員長会・専門委員を置く。その選出は毎学期初めに行い、選出された委員は、学級代表として専門委員会に参加する。

学級役員	人 数	内 容
委 員 長	1	学習運営の中心となり責任者である学級の代表として対外活動にあたる。学級担任の教師と生徒の緊密な連携をはかる。
副委員長	1	委員長を助けて学級を運営し、委員長不在の場合はすべての代行をする。
学 習	2	生徒会各委員の活動分野に準拠する。
厚 生	2	
保 体	2	
函 書	2	
生 活	2	
美 化	2	
文 化	2	

# 生徒会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は浜の宮中学校生徒会と称する。

第2条 本会は浜の宮中学校の生徒で組織する。

第3条 本会は、生徒の自主的な活動によって会員相互の進歩向上を図るとともに、教師の助言と指導とにより、明朗な学校建設のために努力することを目的とする。

## 第2章 本部役員

第4条 本会には次の役員を置く。これを本部役員とする。

会 長	1名
副 会 長	2名
書 記 長	1名
書 記 次 長	1名
専 門 委 員 長	7名
専 門 副 委 員 長	若干名

第5条 本部役員は別に定める選挙規定により選出する。

第6条 会長は本会の最高責任者として本会を代表し、総会・委員長会（代議員会）・本部役員会を招集開催し本会の目的達成を図る。

第7条 副会長は会長を助け、会長不在のときはその代理をつとめる。

第8条 書記長は本会の記録事務をつとめ、記録の整理と保管に責任をもつ。

第9条 書記次長は書記長助け、書記長不在のときはその代理をつとめる。

第10条 専門委員長は専門委員会の委員長をつとめる。

第11条 専門副委員長は、専門員長を助け、専門委員長不在のときはその代理をつとめる。

第12条

- (1) 本部役員は、本部役員会を構成し、必要に応じて会務を処理する。
- (2) そのために本校内に事務局（生徒会室）を設けることができる。

第13条 本部役員は専任とし、任期は1年（1月1日より同年12月31日まで）とする。

第14条 本部役員の解任については、会員の3分の1以上の署名をもって請求できる。この解任請求が選挙管理委員会において承認された場合は信任投票を行う。信任投票については別に定める選挙規定による。

## 第3章 機関

第15条 本会は目的達成のための次の機関を置く。

- (1) 生徒総会
- (2) 専門員会
- (3) 委員長会（代議員会）
- (4) 選挙管理委員会
- (5) 本部役員会
- (6) 学級
- (7) 部

## 第1節 生徒総会

第16条 生徒総会は本会の最高議決機関である。

第17条 生徒総会は次の場合会長が招集する。

- (1) 会則の改正案が代議員会を通過したとき
- (2) 本部役員の任免・進退承認のとき
- (3) その他必要と認めるとき

第18条 定期総会は通常年1回とし5月初旬に開くものとする。

第19条 総会の招集は原則として5日前に告示し、会員の3分の2以上の出席により成立し、議決は出席会員の過半数をもって決する。

## 第2節 専門委員会

第20条 専門委員会は本会の執行機関である。

第21条 専門委員会は学習・厚生・保体・図書・生活・美化・文化の7委員会とする。

第22条 専門委員会は原則として学級より選出された男女1名の委員をもって構成する。

第23条 専門委員長は専門委員会を統制し、月1回以上専門委員会を開催する。

第24条 専門委員の任期は1学期間とする。ただし、重任を妨げない。

第25条 各専門委員会は別に定める事業を行う。

## 第3節 委員長会

第26条 委員長会は本会の執行機関である。

第27条 委員長会は学級より選出された委員長・副委員長と生徒会長・副会長とで構成する。

第28条 委員長会はこれを月1回以上開催する。

第29条 委員長会の任期は1学期間とする。ただし、重任を妨げない。

## 第4条 代議員会

第30条 代議員会は生徒総会の代行議決機関である。

第31条 代議員会は学級より選出された委員長・副委員長と本部役員とで構成する。

第32条 代議員会は必要に応じて開催するものとする。

第33条 代議員会は代議員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席議員の過半数で決する。可否同数の時は生徒会長の決するところによる。

第34条 代議員会は次のことを行う。

- (1) 会則改正案及び生徒総会に提出する議案の審議
- (2) 学級・専門委員会・部からの提出議案の審議

第35条 代議員会は原則として公開する。

## 第5節 選挙管理委員会

第36条 選挙管理委員会は学級より選出された各1名の委員をもって構成する。

第37条 選挙管理委員会の仕事は別に定める選挙規定による。

## 第6節 本部役員会

第38条 本部役員会は本部役員で構成する。

## 第7節 学級

第39条 学級役員は学級委員長及び学級副委員長・学習・厚生・保体・図書・生活・美化・文化の各専門委員とし、学級活動の計画・実行・反省を推進する。

## 第8節 部

第40条 部は文化部と運動部に分かれ、会員は希望によりそのいずれかの部に入ることができる。

## 第4章 選挙

第41条 選挙は別に定める選挙規定による。

## 第5章 会計

第42条 本会の経費は会費・PTAよりの寄付金・その他の雑収入をもってこれにあてる。

## 第6章 会則改正

第43条 会則の改定は総会出席者の3分の2以上の承認を必要とする。

## 第7章 補則

第44条 本会の決議事項はすべて学校長の承認を経なければならない。

第45条 緊急議案については本部役員会において処理し、代議員会の承認を求めるものとする。

## 第8章 付 則

第46条 本会則は昭和35年9月1日よりこれを実施する。

第47条 本会則は平成17年5月26日よりこれを改正する。

第48条 本会則は令和3年10月13日より生徒会役員選挙規定を一部改正する。

# 生徒会各専門委員会活動分野

## 学習委員会

学習環境の整備、その他学習を能率的にすすめるよう計画し、実践する。

- 1 朝読書、朝学習の運営
- 2 学習環境の整備
- 3 点検活動
- 4 その他学習委員としての必要事項

## 厚生委員会

各種厚生事業の援助・推進をはかり、その事務処理をする。

- 1 共同募金及びアルミ缶回収等、その他これに類する事項を処理する
- 2 その他厚生委員としての必要事項

## 保体委員会

体育関係の集会の統制・指揮の計画をし、集会運営の円滑化をはかるとともに、身体検査及び体力に関する調査統計、その他保健衛生に関する諸計画と実践にあたりその徹底をはかる。

- 1 各集会の指揮統制をとる
- 2 学級対抗諸運動大会の世話をする
- 3 学校の保健計画に積極的に協力し、これの徹底をはかるとともに、保健衛生の改善にあたる
- 4 その他保健委員としての必要事項

## 図書委員会

学校図書館の運営、改善や読書力向上のための計画をし、実践にあたる。

- 1 図書の貸し出し返却、図書の整理
- 2 損傷図書の修理、整備
- 3 図書についての生徒の希望を調査し、購入の調整をはかる
- 4 その他図書委員としての必要事項

## 生活委員会

よりよい学校生活を送るために具体的な事を計画し、それを実践する。

- 1 生活点検を行う
- 2 遅刻点検を行う
- 3 自転車点検を行う
- 4 その他生活委員としての必要事項

## 美化委員会

校舎及び敷地の美化を図るための条件整備を行う。また、母校を美しく保ちたいという心を育むための啓発運動を展開する。さらに、ゴミを減らし環境に配慮して学校生活を送れるよう啓発・条件整備を行う。

## 文化委員会

学校行事の啓発及び文化活動の活発化をはかる。

- 1 校内及び教室掲示板の利用
- 2 文化活動啓発のためのビックアート作成（アルミ缶ビックアート等）
- 3 その他文化委員としての必要事項

# 生徒会役員選挙規定

## 第1章 総則

第1条 この規定は生徒会会則第4章第41条の規定に基づき役員選挙について適用する。

第2条 選挙は毎年12月中に行う。

第3条 会員はすべて選挙権、被選挙権を有する。ただし、選挙管理委員及び3年生は、被選挙権を有しない。

## 第2章 選挙管理委員会

第4条 選挙事務を管理するため選挙管理委員会を置く。

第5条 選挙管理委員会（以下委員会と称す）は各学級より選出された選挙管理委員（以下委員と称す）によって構成する。

第6条 委員会は委員の互選で1名の委員長を置き、委員は選挙前より選挙終了までの選挙管理事務を行う。

第7条 委員会は次のことを行う。

- （1）選挙の公示
- （2）選挙人名簿の作成
- （3）投票用紙の作成
- （4）ポスター用紙の準備
- （5）立候補の受付発表
- （6）立会演説会の開催
- （7）解任請求署名の審査
- （8）信任投票の受付発表
- （9）投票・開票の管理
- （10）当選の発表
- （11）その他選挙に関する一切の業務

## 第3章 立候補

第8条 役員の選出は立候補制とする。

第9条 立候補者は学級又は部の推薦を受け、責任者明記の上所定の期日に委員会に提出する。

第10条 責任者は立候補者並びに運動員の行為その他すべての点において責任をもつ。



## 第4章 選挙運動

- 第11条 選挙運動の期日は選挙の期日の前5日間までとする。
- 第12条 投票の強要をしてはならない。
- 第13条 ポスターは画用紙1人5枚までとし委員会の検印したものを所定の位置にはらなければならない。
- 第14条 投票所にはポスターをはりだしてはならない。
- 第15条 立候補者は所定の時間に校内放送を通じて演説することができる。
- 第16条 立候補者は委員会の主催する立会演説会において意見発表をすることができる。
- 第17条 推薦者は所定の時間に所定の場所で推薦演説をすることができる。
- 第18条 委員は一切の選挙運動をしてはならない。

## 第5章 選挙

- 第19条 選挙は公示の日より21日以内に行う。
- 第20条 選挙は1、2年とも会長1名を2年生より、副会長1名を1年生より、2名連記無記名投票により選ぶものとする。
- 第21条 選挙は有効投票数が3分の2以上に達したとき、その効力を発する。
- 第22条 選挙において有効投票の2年生の最高得票者を会長とする。1年生の最高得票者及び2年生の次点得票者を副会長とする。  
その他の役員については、書記長、執行委員長7名は2年生の中から、書記次長は1年生の中から、執行副委員長若干名は適宜、会長が指名する。
- 第23条 選挙管理委員会は、開票の結果を学校長に報告し、承認を得て、発表する。認証は、学校長が行う。

## 第6章 信任投票

- 第24条 信任投票は生徒会会則第2章第14条によりこれを行う。
- 第25条 生徒会会則第2章第14条により解任請求をしたとき請求者は署名を明確にし、そのことの由を簡条書きにして委員会に提出しなければならない。
- 第26条 委員は請求書を受理したとき、公示をもって会員に通知しなければならない。
- 第27条 被信任投票者は投票まで意見発表ができる。
- 第28条 投票は公示の日より5日以内に行う。
- 第29条 信任投票の結果、会員の3分の2以上が不信任を表明したとき、被信任投票者は解任される。

## 第7章 補則

- 第30条 選挙の結果は学校長に報告するとともに、会員に公示発表する。
- 第31条 役員に欠員を生じたときは10日以内に補欠選挙を行い、その任期は残任期間とする。
- 第32条 この規定は昭和32年4月1日より実施する。